



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL (0857) 52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村澤幸二

平成28年度 全国労働衛生週間

(スローガン)

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

10月1日～10月7日 (準備期間) 9月1日～9月30日

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第67回を迎えます。

労働者の健康を巡る状況を見ると、平成27年度の脳・心臓疾患の労災支給決定件数が251人、精神障害の労災支給決定件数が472人となっていること、勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が約2,200人いること、近年我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要な課題となっています。

また、業務上疾病の被災者は長期的に減少し、平成27年は前年から47人減少して7,368人となりました。疾病別では腰痛が74人減少したものの、4,550人と依然として全体の6割を超え、業種別では社会福祉施設が最も多くなっています。一方、熱中症については、前年から41人増加して464人となり、近年400～500人台で高止まりの状態にあります。

さらに、化学物質による疾病は溶剤、薬品等による薬傷・やけど等が多く、また、特定化学物質障害予防規則等の対象となっていない化学物質を原因とするがんなどの遅発性の疾病による労災事案の発生等の新たな問題も生じています。

このような状況を踏まえ、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法により、①ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策のより一層の充実、②表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策等を推進し、業務上疾病の発生を未然防止するための仕組みを充実させたところであり、その確実な履行が必要となっています。

また、平成26年11月に施行された過労死等防止対策推進法及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成27年7月閣議決定)に基づき、調査研究等、啓発、

相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の各対策を推進し、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することが求められています。

さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月閣議決定)に基づき、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策が求められています。

このような背景を踏まえ、今年度は、「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとされました。

事業場の実施事項

【本週間に実施する事項】

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会等の開催

【準備期間中に実施する重点事項】

- ア ストレスチェック制度の確実な実施
- イ 一定の危険・有害な化学物質(SDS 交付義務対象物質)に関するリスクアセスメントの着実な実施
- ウ 受動喫煙防止対策の推進
- エ 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策の推進
- オ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- カ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- キ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- ク 溶剤、薬品等による薬傷・やけど等の防止

雇用均等行政関係功労者への 厚生労働大臣感謝状贈呈について

厚生労働省では、多年にわたり雇用均等行政の推進に貢献し功績を挙げた方に、厚生労働大臣の感謝状をお贈りしています。

当県におきましては、このたび、寿スピリッツ株式会社取締役管理部長 山根理道氏に感謝状が贈られました。山根氏は「雇用均等行政協働員」及び「雇用均等行政推進員」と

して、16年間の長きにわたり、地域の女性労働に係る情報提供や個々の相談への援助、鳥取労働局主催の各種事業への協力、所属企業及び関連企業等における雇用均等行政の広報を積極的に行う等、鳥取県内の雇用均等行政の円滑な推進に大きく貢献されました。



平成28年8月4日
 寿スピリッツ株式会社にて感謝状贈呈
 左 寿スピリッツ(株) 山根取締役
 右 内田鳥取労働局長

職場で悩んでいませんか？外国人労働者の皆様へ

～厚生労働省 鳥取労働局からのお知らせ～

日本で働く外国人労働者にも、労働基準法などの関係法令が適用されます。厚生労働省では、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語による「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設しているほか、鳥取労働局・各労働基準監督署の総合労働相談コーナーでも相談をお受けしています。また、労働条件のポイントを各言語で説明したパンフレットも用意しています。

●各言語による労働条件パンフレット(厚生労働省 HP)

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語

(English、中文、한국어、Português、Español、Tagalog)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/foreign/index.html

●外国人労働者向け相談ダイヤル(相談無料) Telephone Consultation Service for Foreign Workers

言語 Language	対応日 Days available *1	対応時間 Hours	Telephone No. *2
英語 English	Mon to Fri	10:00～15:00 (Closed 12:00～13:00)	0570-001701
中国語 汉语	周一～周五		0570-001702
ポルトガル語 Português	segunda a sexta		0570-001703
スペイン語 Español	Martes, jueves y viernes		0570-001704
タガログ語 Tagalog	Martes, Miyerkules		0570-001705

*1: 年末年始を除く。Excluding public holidays and December 28 to January 3

*2: 電話代はご負担ください。Callers will be responsible for applicable telephone charges.

●鳥取労働局・各労働基準監督署内に設置の総合労働相談コーナー(相談無料) *2 *3

鳥取労働局総合労働相談コーナー	鳥取市富安 2-89-9 鳥取労働局 2階	0857-22-7000
鳥取総合労働相談コーナー	鳥取市富安 2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎 4階	0857-24-3245
米子総合労働相談コーナー	米子市東町 124-16 米子地方合同庁舎 5階	0859-34-2263
倉吉総合労働相談コーナー	倉吉市駄経寺町 2-15 倉吉地方合同庁舎 3階	0858-22-5640

*3: 外国語での相談をご希望の場合、通訳等を介して別途相談をお受けすることをお願いする場合があります。



厚生労働省
鳥取労働局

労働基準部監督課 (電話 0857-29-1703)
雇用環境・均等室 (電話 0857-29-1709)
<http://www.tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

平成28年度 (第44回) 「鳥取県産業安全衛生大会」開催

全国安全週間の取組の一環として、去る6月28日(火)「とりぎん文化会館」において平成28年度(第44回)鳥取県産業安全衛生大会が開催されました。



主催者挨拶をする竹中鳥取県労働基準協会長

式典の冒頭、主催者を代表して竹中鳥取県労働基準協会長が「本日の大会を契機として、安全衛生に対する慣れや過信を一掃し、労使一体となって日々の安全衛生活動を推進し、労働災害撲滅に力を尽くして頂きたい。」と挨拶しました。

続いて、平井鳥取県知事、内田鳥取労働局長から来賓挨拶がありました。内田鳥取労働局長は、昨年から鳥取労働局が呼びかけている『安全「見える化」とっとり運動』が県内の事業で広く展開されること、昨年12月から導入されたストレスチェック制度が円滑に実施されるこ

とを参加者に呼び掛けました。

また、表彰式では、岡田電気株式会社(米子市)、エプソンリペア株式会社(鳥取市)の2社に対する鳥取労働局長表彰などが行われました。

「講演の部」では、フジッコ株式会社境港工場 谷岡充氏による「工場の安全衛生活動」、やまこう建設株式会社総務課長 岡中美砂江氏による「やまこう建設の安全衛生管理」と題した事例発表があり、その後、鳥取産業保健総合支援センター 所長 能勢隆之氏による「メンタル不調の未然防止について」と題した特別講演が行われました。

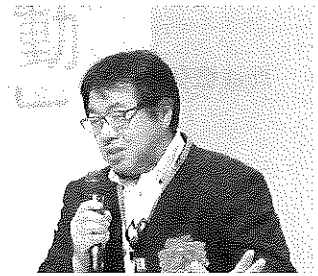
最後に、協会東部支部松浦産業安全部会長が大会宣言を読み上げ、参加者全員で労働災害防止を誓い合っ、大会を終了しました。

本大会に会員各位の多数のご参加をいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

なお、当協会関係では、次の方々を受賞されました。



来賓挨拶をする平井鳥取県知事



来賓挨拶をする内田鳥取労働局長

<p>★鳥取県労働基準協会長賞 (安全関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大鳥機工 株式会社 (鳥取市) ○東京印刷 株式会社 (米子市) <p>(衛生関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日ノ丸自動車 株式会社 (鳥取市) ○サントリープロダクツ 株式会社 天然水奥大山ブナの森工場 (日野郡江府町) 	<p>★鳥取県労働基準協会東部支部長賞 (安全関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○株式会社 大真空 鳥取事業所 (鳥取市) <p>(衛生関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鳥取信用金庫 (鳥取市) (無事故永年勤続者) ○君野克彦 (株式会社 藤原組) ほか20名 	<p>★鳥取県労働基準協会西部支部長賞 (安全関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○株式会社 ジェイアール西日本ビルト 米子支店 (米子市) <p>(衛生関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○株式会社 A&M (米子市) (無事故永年勤続者) ○角田行弘 (株式会社 ジェイアール西日本米子メンテック) ほか61名 	<p>★鳥取県労働基準協会中部支部長賞 (安全関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有限会社 酒井建設(倉吉市) (衛生関係) ○公益財団法人 鳥取県天神川下水道公社(東伯郡湯梨浜町) (無事故永年勤続者) ○徳丸武和(中国電力 株式会社 倉吉営業所) ほか35名
--	---	--	--

第75回 2016 in 仙台 全国産業安全衛生大会開催のご案内

開催期間 平成28年 10月19日(水) ⇒ 21日(金)

会場 総合集会: 10月19日 仙台市体育館
分科会: 10月20日、21日 仙台国際センター他 仙台市内各会場
●ISO45001、化学物質のリスクアセスメント、ストレスチェック制度の最新情報等

同時開催 入場無料 緑十字展2016 in 仙台 ~働く人の安心づくりフェア~ 期日: 10月19日(水)~21日(金) 会場: みやぎ産業交流センター (夢メッセみやぎ)



宮城県社協 俳優・歌手 中村雅俊氏



福島県 フリーランスライター 喜多方市出身 唐橋ユミ氏


職場意識改善助成金のご案内

労働時間等の設定改善(労働時間、年次有給休暇などに関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくこと)により、仕事と生活の調和に取り組む中小企業事業主を支援します。

助成概要	<p>①職場環境改善コース (申込締切：平成28年10月17日) 年次有給休暇の取得促進及び所定外労働の削減について、支給対象となる取組を行った場合、実施に要した経費の1/2～3/4 (上限100万円) を支給。</p> <p>②所定労働時間短縮コース (申込締切：平成28年12月15日) 労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされている特例措置対象事業場が、週所定労働時間を短縮するために支給対象となる取組を行った場合、実施に要した経費の3/4(上限50万円) を支給。</p> <p>③時間外労働上限設定コース (申込締切：平成28年12月15日) 限度基準(月45時間、年360時間等)を超える36協定を締結している中小企業事業主が、労働時間を短縮して限度基準以下の上限設定を行い、支給対象となる取組を行った場合、実施に要した経費の3/4 (上限50万円) を支給。</p> <p>④テレワークコース (申込締切：平成28年12月1日) 在宅又はサテライトオフィスで就業するテレワークの促進について、支給対象となる取組を行った場合、実施に要した経費の1/2～3/4 (上限150万円) を支給。</p>
主な要件	<p>①職場環境改善コース 下記 a、b の成果目標を達成すること (達成状況により支給額が変動) a) 労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を4日以上増加させる。 b) 労働者の月間平均所定外労働時間数を5時間以上削減させる。</p> <p>②所定労働時間短縮コース 事業主が指定したすべての事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とすること。</p> <p>③時間外労働上限設定コース 事業主が指定したすべての事業場において、36協定により延長した労働時間数を短縮して、限度基準以下の上限設定を行うこと。</p> <p>④テレワークコース 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、終日、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる。 評価期間において、対象労働者が終日、在宅及びサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を1日以上とする。</p>

本助成金の申請・相談は、鳥取労働局雇用環境・均等室 (☎0857-29-1701)までお問い合わせください。

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

① 国の制度だから**安全・安心!**
さらに掛金の一部を国が助成します。

② **社外積立でラクラク管理!**
管理や運用の手間がかかりません。

③ **掛金は全額非課税でオトク!**
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共
検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

鳥取信用金庫が「くるみん認定」を受けました

鳥取信用金庫（本店：鳥取市）は、この度、鳥取労働局より「次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）」に基づく「子育てサポート企業」に新たに認定され、次世代認定マーク（愛称：くるみん）（*）を取得されました。これで、県内における認定企業は18社（うち3社は2回認定）となります。

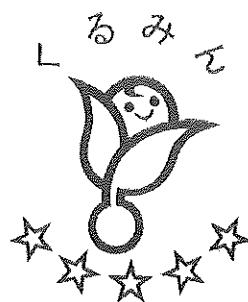
同社は、計画期間内に、定時退庫日の実施による所定時間労働の削減、連続休暇の取得の徹底及び記念日（誕生日・結婚記念日）における年次有給休暇の取得、男性の看護休暇の取得並びに女性の育児休業の取得等積極的に子育て支援対策に取り組んだことが評価され、認定を受けたものです。

皆様方の企業でも、人材確保の観点からも、是非、この取組を進めて「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」を目指しましょう！ 詳しくは、鳥取労働局雇用環境・均等室（☎0857-29-1709）までお問い合わせください。

動計画の実施、目標の達成など9つの認定基準を全て満たした企業が都道府県労働局長に申請することで認定を受けることができます。

この認定を受けると“くるみん”マークを名刺や自社商品等に表示することができ、「子育てサポート企業」として広くPRすることができます。

また、「次世代法」は平成27年4月に改正施行され、法律の有効期限が平成37年3月末まで伸びるとともに、「くるみん」認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業に対する新たな特例認定（プラチナくるみん認定）制度が創設されています。



認定マーク



特例認定マーク

(* 「くるみん」は、「次世代法」に基づき策定した行

試験日時(学科)

試験の種類 [注] 2	試験日程 [注] 1						試験開始時刻	試験終了時刻	
	平成28年			平成29年					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
特級ボイラー技士	3						10:00	16:10	
一級ボイラー技士		1		16	16		10:00	15:30	
二級ボイラー技士	12	7	14	12	7・21	8	13:30	16:30	
★特別ボイラー溶接士					3		13:30	16:00	
★普通ボイラー溶接士					3		13:30	16:00	
ボイラー整備士	17				15		13:30	16:00	
★クレーン・運転士	限定なし	14	8	13	20	22	17	13:30	16:00
	クレーン限定	14	8・25	13	20	8・22	17	13:30	16:00
	床上運転式限定	14						13:30	16:00
	限定免許解除試験	14						13:30	[注] 3
★移動式クレーン運転士		4		24		7	13:30	16:00	
★揚貨装置運転士	6						13:30	16:00	
発破技士			7				13:30	15:30	
ガス溶接作業主任者			7				13:30	16:30	
林業架線作業主任者							13:30	16:30	
第一種衛生管理者	21	2・22	1・15	19	6・20	6・21	13:30	16:30	
第二種衛生管理者	21	2・22	1・15	19	6・20	6・21	13:30	16:30	
高圧室内作業主任者		16					10:00	15:30	
エックス線作業主任者		18		23		9	10:00	15:30	
ガンマ線透過写真撮影作業主任者		16					10:00	15:30	
潜水士	7				9		10:00	15:30	

[注] 1 試験日程欄の数字は、学科試験の日を示しています。
 2 試験の種類欄に★印のあるものについては、実技試験があります。
 3 限定免許解除試験で、クレーン限定解除（床上運転式限定解除を含む。）の終了時間は14:45です。また、デリック限定解除試験の終了時間は15:30です。

に照会して下さい。

電話084-954-4661

福山市新涯町2-29-36

〒721-0955

中国四国安全衛生技術センター

受験資格については、

平成28年10月から平成29年3月までの試験日程は次の通りです。

労働安全衛生関係 免許試験日程(学科)

労働安全衛生関係

東部支部だより

知っていて損のない 金言あれこれ

企業のリーダーともなると様々な苦勞が絶えないことと思いますが、今回は知っていて損はない「企業リーダーに関わる金言」を拾ってみました。

- 部下に力を発揮してもらうのは難しいことではない。やりたがっている人にやらせてもらうこと、ただそれだけだ。(新藤昌弘)
- 価値観が不明確で軸がぶれるリーダーには誰もついてこない。(柄澤康喜)

- リーダーたる者、「困難の度合いを見極める賢さ」を持っていてはならない。何を変え、何を変えないのか。何を優先し、何を劣後させるのか。これらを分別する賢さを。(武藤敏郎)
- もし大将の心がふらふらしている時には、その下の將軍たちにいくら知恵や勇気があっても、それを実際に使うことはできない。(吉田松陰)
- リーダーは、裸の王様になってはいけない。とくに社長は、本社の椅子に座って部下の報告を聞いているだけではいけない。(山内隆司)
- 個々の持てる能力を最高にして、どう組織の総合力にするかがリーダーの仕事。(瀬戸雄三)
- 私は以前から、監督は「気づかせ役」だと考えてきた。(野村克也)
- 過去のリーダーの仕事は「命じること」だが、未来の仕事は「聞くこと」が重要になる。(ピーター・ドラッカー)

～会員好事例情報～

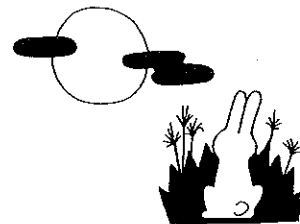
やまこう建設(株)一鳥取市南隈一 といえば「安全衛生優良企業公表制度」の全国第1号となる認定を受けられたことは、知る人ぞ知るところですが、今年の鳥取県産業安全衛生大会の席上でもその取り組み状況を立派に発表されたことをご承知のとおりです。その発表の中にもありましたが、社員の健康の保持・増進対策の一環として、心とからだの健康情報“やまこう GENKI 顔春 通信!”を年4回程度発行、全従業員に配布して成果を上げておられます。会員事業場の皆さんが労働衛生管理を効果的に推進する上での参考になると思われるので、その一端として最近の各号で取り上げられたテーマと紙面の一部をご紹介します。イラストも社員の中から絵心のあるスタッフが描き、非常に読みやすく、親しみがもてる紙面になっているのが特徴的で、社員の皆さんの評判も上々とのことです。

- ・ 熱中症の基礎知識
- ・ 健康診断はなぜ必要なの
- ・ 冬到来 インフルエンザ
- ・ 食中毒を予防しよう
- ・ 腰痛予防
- ・ ロコモティブシンドローム
- ・ SNS依存症
- ・ さわやかな自己主義
- ・ メタボリックシンドローム
- ・ ストレスチェック制度
- ・ お酒と上手に付き合おう
- ・ ゆっくり休んでしっかり働く

[スタッフの声]

- ・ 社員の皆さんには少しでも興味を持ってもらい、効率よく閲覧できるかを考えながら、文章の位置や文字の

強弱、全体のバランスに気を配りながら編集しています。
・ 発信する内容については、タイムリーなものを取り上げつつ、当社の労働衛生計画に沿ったものになっています。



心とからだの健康情報
やまこう GENKI 顔春 通信!

メタボリック (代謝) シンドローム (要経過) 内臓脂肪が蓄積している状態

ウエスト周囲径 (へそ周り)

下記のうちを2項目以上に該当

- 脂質異常
 - 中性脂肪 150 mg/dl 以上
 - HDL コレステロール 40 mg/dl 未満
- 高血圧
 - 収縮 (最高) 血圧 130 mmHg 以上
 - 舒張 (最低) 血圧 85 mmHg 以上
- 血糖値
 - 空腹時血糖値 110 mg/dl 以上

男性 85 cm 以上
女性 80 cm 以上
(内臓脂肪蓄積 100 g)

当てはまる人は、内臓脂肪が蓄積されており、動脈硬化や心臓病発症のリスクが高いとされています。

そのまま放置すると...

- ◎ 心臓病 (狭心症、心筋梗塞)
 - 内臓脂肪が蓄積されると、心臓に送られる血液の流れが悪くなり、心臓に負担がかかります。心臓病の原因になります。
- ◎ 大動脈疾患 (大動脈瘤、大動脈解離)
 - 内臓脂肪が蓄積されると、大動脈の内径が広がります。破裂の危険があります。
- ◎ 脳卒中 (脳出血、脳梗塞)
 - 内臓脂肪が蓄積されると、血液の流れが悪くなり、脳に血栓がたまりやすくなります。

メタボリックシンドロームの予防、改善には「内臓脂肪」の減少が重要です。

予防法
運動、食事、ストレス管理、禁煙、適量飲酒、睡眠、体重管理、定期的な健康診断を受けること、医師の指導に従うこと、適切な薬物療法を受けること、禁煙、適量飲酒、睡眠、体重管理、定期的な健康診断を受けること、医師の指導に従うこと、適切な薬物療法を受けること。

アーク溶接業務ほか 特別教育の開催予定

東部支部では、次の日程で労働安全衛生法に基づく特別教育等を開催します。労働安全衛生法第59条第3項では従業員を危険有害業務に従事させる場合、事業者が法令に定めるカリキュラムにより、特別教育を行うよう義務付けております。

労働基準協会の各支部では、この特別教育を事業者に代わって実施しておりますが、当面、東部支部では次の特別教育の開催を予定しております。関係業務に従事させる従業員の方々には、是非、この機会に受講させていただきますようお願いいたします。

なお、申し込み期限、受講料等の詳細はその都度、「鳥取県労働基準協会」のホームページに掲載していきますので、ご覧いただくか、直接、電話0857-52-5060の東部支部事務局までご照会ください。

- 5トン未満クレーン運転業務特別教育
 学科 9月16日(金) 協会
 実技 9月17日(土) 大鳥機工(株)
- アーク溶接等業務特別教育
 学科 10月3日(月)・4日(火) 協会
 実技 10月5日(水)・6日(木) ポリテク鳥取
- 酸素欠乏等危険業務特別教育
 10月17日(月)(予定) 協会

プレス金型取替え等業務 特別教育開催

東部支部では、去る8月9日と10日の2日間、プレス金型取替え等業務に従事させる者に対する特別教育を関係事業者に代わって開催しました。

オムロンスイッチアンドデバイス(株)倉吉事業所のプレスマイスター中村年弘氏ほかベテラン講師をお招きして開催、鳥取地区プレス災害防止協議会会員事業場を中心に関係事業場から関係する従業員の方々が多数受講されました。

初日は、協会研修室においてビデオテープ上映を含めて動力プレス機械の構造や関係法令等プレス機械等の全般について学び、2日目はポリテクセンター鳥取の実習棟において同センターの動力プレスを使用して実際にプレス機械に触れながら実技の勉強を行いました。

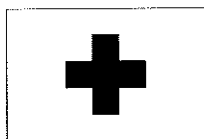
プレス機械による労働災害は一度発生しますと重篤な災害につながるものが少なくなく、この6月には埼玉県でプレス工がプレス機械に頭を挟まれて死亡されるという大変痛ましい死亡災害も発生しております。

①プレス作業主任者の選任、②金型の取替え等業務従事者に対する特別教育の実施、③1年以内ごとに1回実施が義務付けられている定期自主検査の確実な実施、④材料の送給等の自動化、安全プレスの設置、適正な安全装置の設置等の危険防止対策をしっかりと講じて、自社から前述のような痛ましい災害を絶対に無くしていきましょう。

西部支部だより

三旗(安全旗、労働衛生旗、安全衛生旗)掲げかえ運動を実施しましょう

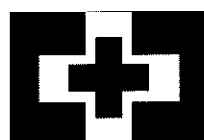
9月は毎年実施される全国労働衛生週間(10月1日から7日まで)に先立つ準備期間です。各事業場におかれ



安全旗



労働衛生旗



安全衛生旗

ては、この期間においてさまざまな安全衛生管理活動に一層取り組まれていることと思っております。

今回は、この自主的な安全衛生管理活動の一環に加えていただきたく、「三旗掲げかえ運動」をご紹介します。

みなさまは、三旗をご存じでしょうか。三旗とは、安全旗、労働衛生旗、安全衛生旗の3つを指しております。みなさまの事業場におかれても、これら三旗のうちのいずれかを常時掲げられているのではないのでしょうか。三旗掲げかえ運動は、それぞれの旗の趣旨を踏まえて、全国安全週間(毎年7月1日から7日)

及びその準備期間(毎年6月)、全国労働衛生週間(毎年10月1日から7日)及びその準備期間(毎年9月)、それ以外の期間にそれぞれ安全旗、労働衛生旗、安全衛生旗を掲げかえる運動です。中央労働災害防止協会中国四国安全衛生サービスセンターがこの運動を主催し、当協会も協力しています。この運動は、三旗の趣旨の周知、三旗の活用促進、全国安全週間及び労働衛生週間の「見ると聞く」による再認識を、労働者、事業者双方に働きかけることが目的です。みなさまにおかれては、ぜひ「三旗掲げかえ運動」に賛同いただき、安全衛生管理活動の一層の充実の一助としていただければ幸いです。

三旗をお持ちでない方は、当支部にて購入できますのでご用命ください。

講習会等開催のご案内

鳥取県労働基準協会西部支部では次の講習会を開催します。

多数の受講をお待ちしています。

① 職長・安全衛生責任者教育

日時 平成28年10月19日～20日(2日間)

10月19日 9時～17時

10月20日 8時30分～17時

場所 米子市旗ヶ崎2030 米子食品会館

② 自由研削といし取替等業務特別教育

日時 11月17日 9時～16時

場所 米子市旗ヶ崎2030 米子食品会館

中部支部だより

退職間際の 年次有給休暇請求について

退職予定者が、退職間際にこれまで使わずに残してきた年次有給休暇をまとめて請求する（或いは、された）場合の対応についての相談が、労働者及び事業主の方から多く寄せられています。

中には、年次有給休暇を「与える」、「与えない」で問題がこじれてしまい、円満に退職できず、長く勤めた事業場を後味悪く退職される方も多く見てきました。

そもそも、年次有給休暇制度とは、労働者の心身の疲労回復・労働力の維持培養を図るため、また、今日、ゆとりある生活の実現にも役立つという位置づけから規定されたものであり、退職間際にまとめて使うというのは、本来の制度の趣旨からは外れています。

しかし、退職が予定されていても、まだ在籍中ならば退職時まで年次有給休暇を取得する権利を有しており、労働者の方から年次有給休暇の請求がなされれば、その請求された日数分の年次有給休暇を与えないと、労働基準法違反となってしまいます。

ただし、労働者も退職日を超えてまで有給休暇を請求することは出来ませんので、取得出来る有給休暇日数は、退職日までの間の労働日に限られます。

そして、退職日までに使い切れなかった有給休暇は、退職と同時に消滅してしまいます。

ですから、労働者の方からすると、当然全ての有給休暇を使い切って辞めたいという心理が働きますので、退職届の提出と同時に残りの出勤日すべてに対して有給休暇を申請されるケースが多くなります。

このような事態になりますと、事業場側としては、必要な引継ぎが上手く行われず、業務に支障をきたすこともあります。

労働者の退職間際に、このようなことでバタバタしないためには、普段から事業主の方から労働者の方に、有給休暇の残日数を示し、取得を促進しておくことです。

縁あって勤務した事業場を退職するときは、揉め事なくお互い円満に退職したいものです。

各事業主の方におかれましては、労働基準法第39条第6項に定める年次有給休暇の計画的付与を利用されるなど、普段から積極的に年次有給休暇を付与しておかれることをお勧めします。

秋季の熱中症対策について

熱中症対策は万全ですか。夏も終わってもう大丈夫、なんて思われてはいませんか？熱中症といえば、7月・8月など真夏に起きるもの、というイメージがありますが、例年9月以降にも熱中症により搬送される方も発生しており、なんと死亡に至る例もあります。

暑さのピークも過ぎ、気の緩みそうなところですが、

そんな時こそ発生するもの。職場の熱中症対策をもう一度チェックしてみてもいいでしょうか。

①作業場の気温を確認していますか？

作業する場所の気温により、熱中症発生の危険は大きく変わります。作業場に温湿度計などを設置し危険な温度かどうか確認できるようにしましょう。

②水分・塩分の補給を定期的に行っていますか？

作業するには水分や塩分を携帯させ、のどが渇いていなくても、定期的に水分と塩分をとらせましょう。

③熱中症に関する知識は身につけていますか？

自分に熱中症の兆候があるかどうか気づけないと処置が手遅れになる危険があります。熱中症になった場合の症状について、作業者に教育しましょう。

④日常的な健康管理は行われていますか？

体調が悪いと、熱中症の危険はより高まります。日々、作業者の体調に問題はないか十分に確認しましょう。

まだまだ襲い来る残暑。暑さに負けないようしっかり対策を講じ、健やかな秋を迎えましょう。

研修・特別教育のご案内

中部支部では、次のとおり研修・特別教育の開催を予定しておりますので、多数の方の受講をお待ちしております。

①衛生管理者等研修会

9月30日（金）

②自由研削と石取替え等業務特別教育

10月12日（水）

③安全管理者選任時研修（2日間）

10月26日（水）、10月27日（木）

④KYT（危険予知訓練）研修

11月10日（木）

⑤特定粉じん作業特別教育

11月24日（木）

【申込み・問合せ先】

（一社）鳥取県労働基準協会中部支部

☎0858-22-9054

安全管理者等研修会を開催

6月21日（火）、伯善しあわせの郷において事業場の安全管理者等を対象に研修会を開催しました。

安全管理者選任時研修・安全衛生推進者養成講習等の講師であるト部忠義氏から「安全の仕方～そこが知りたい～」と題して、安全管理活動の形骸化、つもり管理、判例・事例について具体的な事例を交えながら分かり易い説明がありました。

続いて、倉吉労働基準監督署の山田労働基準監督官から「安全管理のポイント」と題して、最近の労働災害の発生状況と転倒災害の防止について説明がありました。特に、転倒災害の防止については、その原因及び対策について具体的・詳細な説明がありました。

いずれも、事業場における日常の安全管理において陥り易い問題が取り上げられており、参加者からは大変有益であったとの声が多く寄せられました。